

令和6年度

施政方針

えびの市

令和6年3月えびの市議会定例会が開催されるにあたり、令和6年度の施政方針と施策につきまして概要を申し上げ、議員の皆様をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の情勢について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類から5類に移行し、コロナ禍前の「日常」を取り戻しつつありますが、繰り返された感染症の波は地域経済を疲弊させ、また、地域社会に新たな課題が生じてきています。加えて世界的にエネルギー・食品価格が高騰し、円安がそれらに拍車をかけており、市民生活に大きな影響を及ぼし続けています。国立社会保障・人口問題研究所が昨年公表した「日本の将来推計人口」では、前回よりも、人口減少の進行はわずかに緩和されるものの、出生率に関しては低下しており、こども・子育て政策の強化と拡充が強く求められております。そういった中において、国は「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、経済社会状況をGDP（国内総生産）といった経済指標のみで測るのではなく、満足度（Well-being）等の観点も含めて、多面的に把握して政策に反映するべきとしております。また、令和6年度の地方財政対策においては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、安定的な財政運営を行うために必要となる、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本とする内容となっております。

本市の情勢について

人口減少問題は、様々な分野に影響し、また、長引く物価高騰により、市民生活や産業活動等に大きな負担や制約が継続し、その影響は様々な産業に波及し続けています。

物価高騰に起因して発生する課題に対して、本市は迅速かつきめ細やかな独自施策を展開してきましたが、今後も引き続き、臨機応変に対応できる自治体運営を堅持しつつ、地方回帰の時流の変化や生成AIに代表されるデジタル技術の進展を捉えて、これまでの地方創生を継続・加速するなど、将来にわたって持続可能な地域社会を維持することが強く求められています。

その様な中、まちづくりの主役は市民であることを基本に、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たし、相互の連携・協働をより一層進めてまいります。特に、「第6次えびの市総合計画」（以下「総合計画」）の着実な展開とともに、令和6年度で計画期間の最終年度を迎える第2期の「えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」）については、デジタル田園都市国家構想を視野に入れた見直しを行うことで、デジタルの力も活用して地方創生の取り組みを進めてまいります。

本市の財政状況は、令和4年度決算では、普通交付税の追加交付等の特殊な事情により、財政調整基金等の残高は増加しましたが、義務的経費である人件費・扶助費・公債費は今後も増加が見込まれ、さらには、ごみ処理施設

をはじめとした大型の公共施設の更新や施設の老朽化による修繕経費の増加等も見込まれることから、えびの市の将来のためにも財源を確保しておく必要があります。

これらの財政運営上の課題に対応し、市民の皆様が住みやすさを実感することができ、これからも持続的に発展し続けていけるえびの市として、将来にわたり持続可能な財政運営を行っていくためには、歳出の内容を前向きに不断に見直し、市民サービスの向上に寄与するためにも、更なるデジタル化の推進による業務の効率化などの取り組みが必要です。

当初予算の基本的な考え方

令和6年度は、物価高騰の影響を受ける方への対策及びコロナの影響などで、提供できなかった市民サービスを新しい時代に合ったものに転換し、推進の遅れを取り戻すことを念頭に、歳入においては、国、県の情報収集を行い、補助金の積極的な確保に努めるとともに、歳出においては、「重点取組事項」への着実な取り組みを進め、全ての事業の必要性の再点検を行い、実施すると判断した事業については無駄を徹底的に排除し、最少の経費で最大の効果が得られるよう留意した予算としております。

それでは、令和6年度の主な施策につきまして、ご説明いたします。

1. 子育て

教育・保育サービス事業の充実につきましては、「第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の充実・向上及び質の確保について継続的に取り組むとともに、上記計画及び「第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画」が令和6年度で終了することから、「こども大綱」を勘案して、既存計画を一体とした新たな「えびの市こども計画（仮称）」の策定を進めてまいります。また、国が定めた「こども未来戦略」に基づく児童手当の拡充や、市独自の施策である第3子以降の保育料と副食費の無料化や子ども医療費助成等、子育てに係る経済的な負担軽減についても引き続き取り組んでまいります。

母子保健対策の充実につきましては、出産・子育て応援ギフトや市独自の妊産婦支援金による妊娠から出産にかかる経済的支援と子育て世代包括支援センターを中心とした伴走型相談支援の継続的な実施により、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでまいります。また、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供するための地域子育て支援拠点の充実強化に取り組んでまいります。令和6年度末までに期限を迎えるHPVワクチン特例接種及び定期接種を含めた各種予防接種の市民への適切な情報発信や、乳幼児健康診査等の受診勧奨に引き続き努めてまいります。

要保護児童対策の推進につきましては、要保護児童や要支援児童の早期発見及び適切な対応や支援を図るため、見守りによる実態把握と、相談体制を強化するための関係機関との連携に取り組むとともに、児童虐待の防止に努めてまいります。また、子どもの貧困対策として、家庭の経済的支援と子どもの見守り体制を図るためのこども宅食の運営支援や、子どもの就学に当たっての学生服リユース等の支援事業に引き続き取り組んでまいります。また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機

能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に向けて検討してまいります。

2. 健康

健康づくりの推進につきましては、全ての市民が生涯にわたって健康で幸せに暮らせるまちづくりであるスマートウェルネスシティ構想の実現に向けて、今定例会に提案しています「元気で健幸なえびの市づくり計画」に基づき、健康づくりの推進を図ってまいります。また、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を行うため、後期高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、継続的な支援に取り組んでまいります。

安心して受けられる医療の推進につきましては、疾病の発症予防、早期発見、早期治療及び重症化予防を図るため、国民健康保険特定健康診査及び各種検診の受診勧奨に努めてまいります。

地域医療体制の充実につきましては、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、広域的な地域医療体制の構築を進めつつ、本市の地域医療を絶やさないことを最優先課題として医療関係者等と連携を図ってまいります。

3. 介護

介護保険事業につきましては、新たな計画である「第9期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」）」に基づいて、将来にわたって介護サービスが安定的に提供されるよう適正な運用に努めます。また、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進のほか、関係機関と連携を図りながら認知症施策を着実に推進するとともに、介護・フレイル予防の重要性について普及啓発や活動支援を実施します。併せて、介護サービスを提供するための人材を安定的に確保する必要があることから、介護人材確保のための支援事業を継続するとともに、質の高いケアマネジメントを支える介護人材の確保・育成を図るための支援を新たに実施いたします。

4. 福祉

包括的な対応につきましては、令和5年度に取り組んでまいりました多機関協働による支援体制の構築を更に推し進めるとともに、令和6年度におきましては、地域住民に対する継続的な支援に加えて、新たに社会参加のための地域づくり事業・参加支援事業に取り組み、令和7年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に向け、引き続き地域共生社会の実現を目指してまいります。

障がい者福祉につきましては、既存の計画を統合する「えびの市障がい者プラン」に基づき、誰もが安心して暮らすことができる支援や連携の構築とともに、障がいのある人が自分らしく活躍できるための地域への啓発や配慮の提供及び社会参加等の促進に取り組んでまいります。さらに、市内の障害者福祉施設等で働く人材の確保・離職防止のための支援事業を展開してまいります。

高齢者福祉につきましては、「第9期計画」に基づき、あらゆる世代の市民が支え合いながら、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいき

いきと笑顔で暮らし続けることができるまちづくりに取り組んでまいります。

低所得者福祉につきましては、健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度において自立に向けた各種支援策について、引き続き、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者や被保護者を対象とした支援事業に取り組んでまいります。

5. 市立病院

市立病院につきましては、「えびの市立病院経営強化プラン」に基づく取り組みを実行し、診療機能の向上や収益増加を図ってまいります。また、感染症の対応や救急医療体制は引き続き維持してまいります。

医師確保につきましては、ふるさと外来医師の招へいなど独自のアプローチや県の各種施策等の活用を継続しながら、西諸3市町で令和6年度末までに「地域医療連携推進法人」を設立し西諸3公立病院で連携することにより、更に確保できるよう努めてまいります。

6. 環境

自然環境の保全と循環型社会の実現につきましては、「第二次えびの市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでまいります。また、美化センターにつきましては、大規模改修による長寿命化を図るため「長寿命化総合計画」に基づき詳細仕様書の作成に取り組んでまいります。

7. 観光商工

商工業につきましては、えびの市商工会や金融機関等との連携を強化し、制度融資における利子補給や保証料補助を実施してまいります。特に経営支援資金に係る利子補給については実質無利子化を継続することにより、燃油・物価高騰の影響を受ける商工業者の資金繰り支援につなげます。また、特産品ブランド認証事業につきましては、ブランド認証品等の販売事業者の販路拡大等の取り組みを支援し、意欲のある事業者を支援してまいります。さらに、コロナ禍以降物価高騰が続いていることから、地域経済の回復に向けて商工業者及び市民生活を支援するため、プレミアム付き商品券発行事業を実施いたします。

えびの市商工会館建設につきましては、平成8年の3商工会合併当時の懸案事項とされてきました。このたび建設概要が明らかになりましたが、建設に向けて不足する財源の一部を補助いたします。新しい商工会館については、商工業者の育成・支援はもちろんのこと、より事業効果を高めるためにキャリア教育支援の拠点となることが強く期待されるところであります。

起業者支援につきましては、えびの市起業支援センターを継続するとともに、事業承継に係る経費について支援を行うため事業承継・引継ぎ応援事業補助金を創設します。

地域商社につきましては、その使命が地方にしごとをつくり、時代にあった地域をつくり、地方への新しい人の流れをつくるために、「地域の稼ぐ力」を創出し、かつ「地域全体の利益を最大化」することです。令和

6年度におきましては、ふるさと納税業務を推進することにより、寄附額の向上を実現するとともに本市のシティセールスの向上に努めます。

観光資源の魅力化につきましては、令和6年度にグランドオープンする「足湯の駅えびの高原」において、カフェやキッズスペースなど、えびの高原での新たなサービスの提供が始まります。特に、国立公園「霧島」指定から90周年を迎えることから、「霧島」をテーマとして、えびの高原を中心に年間を通じた誘客イベントを実施し、えびの高原を含む霧島の魅力を広く発信します。また、広域観光連携のため西諸2市1町により、本年1月に設立した「北きりしま広域観光連携協議会」を主体に広域観光の特性を生かした具体的な取り組みを進めてまいります。観光振興計画につきましては、令和7年度からの本市の観光施策のために、計画の見直しを行ってまいります。

アウトドアシティの確立につきましては、えびの市アウトドアビジターセンターを拠点として、プログラム提供や体験アクティビティの充実等により、体験型観光を強化してまいります。また、車道への自転車走行空間の整備を年次的に進めてきておりますが、「えびの市・湧水町自転車を活用したまちづくり推進計画」に基づき、主要道路への自転車通行空間整備に向けて県と協議を行い、未整備区間の整備検討等を進めてまいります。さらに、国が整備を進める京町地区でのかわまちづくり事業にあわせて、トイレ等の整備を行います。

観光施設の整備につきましては、令和4年度より着手している八幡丘公園整備を引き続き進めてまいります。また、白鳥温泉については、経年劣化により更新時期を迎えている白鳥温泉下湯作湯槽の更新を行い、温泉を安定的に提供することができる施設の維持に取り組みます。併せて、白鳥温泉への安定的な水源の確保と効率的な給水を行うために整備基本計画を作成します。さらに、観光振興計画に基づき、えびの高原露天風呂については、施設の撤去を行います。

8. 企業立地

企業立地の推進につきましては、産業団地への更なる立地を進めるため、新聞やインターネットなどの広告媒体を活用した情報発信を行うとともに、企業訪問による情報発信や立地へ向けた具体的な協議を進めてまいります。

立地企業への支援につきましては、令和4年度に産業団地への立地が決定した2社の操業開始に向けたフォローアップを行い、円滑に事業が開始できるよう支援してまいります。

9. 農業・畜産業

本市の基幹産業である農業・畜産業は、農業資材やエネルギーなどの物価高騰による影響が依然として続いていることから、引き続き情勢を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

産地サポート機能を有する新たな体制の整備につきましては、将来の地域農業のあり方を地域の農業者等による話し合いを踏まえて、将来の地域農業のあり方や農地利用の姿を明確化する「目標地図」を含む「地域計画」を定め、農地バンクの活用を図りながら営農意欲のある経営体への農地の集積・集約化による効率化や生産性の向上を進めます。また、農業従事者の高齢化

によって今後、地域営農の中心となる集落営農組織及び飼料生産受託組織並びに営農意欲の高い経営体の役割が重要となることから、地域営農の維持・強化に繋がる取り組みを支援してまいります。

次代を担う新たな農業人材の育成・確保につきましては、国の新規就農者総合対策事業や市独自の農業後継者規模拡大支援事業等、各種事業を活用しながら研修制度の拡充に努めてまいります。さらに、AIなどによる環境データを活用した生産性の向上や省力化による規模拡大を推進するためスマート農業の支援に引き続き取り組んでまいります。

持続可能な畜産経営の強化につきましては、畜産物の消費需要の低下によって、価格低迷が続いている中であって、飼料・資材等の価格高騰に伴う生産コスト上昇により、かつてない非常に厳しい経営を強いられています。本市では、これまでに市独自の飼料高騰対策や酪農経営対策などの支援を実施してまいりましたが、生産コストが更に上昇する可能性も危惧されていることから、常に情勢を注視して必要な対策を的確に講じてまいります。

本市畜産の中心である肉用牛部門においては、高齢母牛の更新を更に進め、優秀な繁殖雌牛群の整備による肥育農家への優良素牛の供給や市内産種雄牛の造成など先を見据えた取り組みを支援してまいります。さらに、畜産物の消費拡大について、全国和牛能力共進会で高い評価を得ている宮崎牛を始め、市内産の畜産物の学校給食への食材提供や各種イベント等での積極的なPRに努めてまいります。また、家畜用の敷料の調達が大きな課題となっており、廃材やもみ殻・荒廃竹林などの未利用資源を活用した敷料の開発・実証によるコスト削減に向けた取り組みをモデル事業として新規に取り組むとともに、コントラクターを活用した安全な自給飼料の確保に努めてまいります。

畜産防疫につきましては、国内では昨年に比べて発生件数は減少しているものの、高病原性鳥インフルエンザや九州管内における豚熱の発生が確認されたことから、引き続き関係機関・団体とともに農場防疫の徹底を啓発してまいります。

意欲ある農産・園芸経営体の生産基盤強化につきましては、近年の甚大化する自然災害等の発生による農業経営の収入減少対策として、農業経営収入保険制度への加入促進を引き続き支援し、農業経営の安定に努めます。また、国が推進するみどりの食料システム法に基づき、市内の一部で取り組まれている環境への負荷を低減する有機農業等の推進や生分解性マルチの利用促進などを支援してまいります。

市内産の栗につきましては、特に需要が高まっていることから、生産拡大を図るための機械導入等の支援拡充を行います。また、水田裏作品目として、玉ねぎの生産拡大に取り組めます。さらに、気候変動に起因する病害虫発生への早期対応による品質向上のため、地域ぐるみによる防除体制の支援に取り組んでまいります。

魅力ある新たな新商品開発へのチャレンジにつきましては、農業者と商業者などの異業種がコラボした6次産業化の取り組みを引き続き進め、新たな商品開発によるふるさと納税の増加に寄与できるよう努めてまいります。

10. 農業基盤・林業

農地の基盤整備につきましては、県営畑かん事業及び水田の県営ほ場整備

事業の事業実施地区の早期完成と、計画的な事業採択に向けた推進に努めてまいります。また、地域での農道・水路等の保全管理活動を支援する多面的機能支払交付金事業を更に推進してまいります。

林業につきましては、森林の持つ多面的機能を継承する森林づくりを推進し、森林環境譲与税を活用し森林経営管理制度の推進や商工会館建設などの木材利用に取り組むとともに、間伐材利用を図る路網整備や木材生産の効率化を図る機械の導入を支援してまいります。また、有害鳥獣対策として、新規狩猟者の確保と捕獲の支援に取り組み、防護柵の設置を推進し、飼料作物、農作物への被害軽減に努めてまいります。

1 1. 道路・河川

幹線道路の整備につきましては、現在施工中の国道447号、国道221号麓・坂元工区、県道30号などの早期完成について、地域住民の安全と安心が確保されるよう県と連携を図り、事業を推進してまいります。併せて、えびの中央東部線の工事に着手し、東部地区と中部地区を結ぶ幹線道路の整備に努めます。

生活道路の整備につきましては、総合計画及びえびの市過疎地域持続的発展計画との整合性を図りながら、計画的に拡幅改良等を行い早期完成に努めてまいります。

道路の保全・維持管理につきましては、維持・修繕工事や補修等を計画的に行い、特に通学路等の安全確保や利便性の向上に努めてまいります。

河川の維持管理につきましては、堆積土の浚渫を行うなど、被害軽減に努めてまいります。また、治水対策として、川内川流域の市町と連携を図り、氾濫防止のための内水対策について要望してまいります。さらに、引き続き、下方井堰の早期改築と排水機場の能力向上を国へ要望し、川内川上流の県管理区間につきましては砂防堰堤設置や河川護岸整備等の抜本的な対策を県へ要望してまいります。

1 2. 水道

水道施設及び管路の計画的な更新につきましては、経年化や災害を見据え水道施設の更新事業を計画的に推進するとともに、管路につきましても、引き続き県道及び市道改良工事に併せて耐震性を有する管路へ更新してまいります。さらに、今定例会に提案しています「えびの市水道事業経営戦略（後期計画）」に基づき、持続可能な水道事業の経営基盤の維持に努めてまいります。

1 3. 学校教育

少人数学級事業等きめ細かな教育の推進につきましては、令和6年度で実施から10年目を迎える全学年での30人学級事業による少人数指導を継続して取り組むとともに、AIドリルなどICTを活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの実現や学力の向上及び生徒指導の充実を図ってまいります。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送られるよう、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取り組みや学習活動の支援体制の強化を図ります。

幼保・小・中・高一貫教育の更なる推進につきましては、えびのの次世代

を担う人財の育成に向け、再構築した「えびの学」をもとにキャリア教育にも力を入れ、児童生徒が自分の生き方について考え、ふるさとを愛する心やふるさとへの誇り、ふるさとに貢献する態度を育むとともに、ALTを活用した就学前からの英語活動など特色ある教育活動の取り組みにより、発達の段階に応じた系統性・一貫性のある教育を進めてまいります。また、本市唯一の県立高等学校である飯野高等学校の魅力化に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

教育環境の維持・充実につきましては、施設や樹木等の点検、修繕、剪定等の実施や小学校のトイレの洋式、乾式化などを継続して進め、安全・安心に学べる環境づくりに努めてまいります。さらに、学びの場におけるICT活用を推進するため、ICT支援員の配置などに取り組んでまいります。

安全でおいしい学校給食の提供につきましては、子育て支援として、保護者の経済的負担軽減を図るため、年間を通じた小中学生の学校給食費の無償化事業に取り組むとともに、えびの産の米・野菜・肉等の食材を取り入れながら、栄養バランスの取れた学校給食の提供に努めてまいります。

14. 社会教育・文化・スポーツ

社会教育・体育施設の適正管理につきましては、老朽化等に伴う施設の修繕・改修等を計画的に進めるとともに、安全・安心な文化・スポーツの環境づくりに取り組んでまいります。

生涯学習・青少年健全育成の推進につきましては、学びたい人が学びたいときに学べるよう、また、いくつになっても学ぶ喜びを感じ、学び続けられるよう、市民のニーズに合わせた生涯学習講座、市民大学、出前講座等を実施してまいります。また、青少年の健全育成を図るため、体験活動の実施、地域ボランティアによる地域学校協働活動、家庭教育の充実など、地域・団体・行政が一体となって取り組んでまいります。特に、地域学校協働活動では、学校教育と連携を図り、キャリア教育の推進にも努めてまいります。

芸術文化の振興と文化財の保護と活用につきましては、文化芸術に触れる機会や発表の機会の提供に努めるとともに、引き続き文化芸術活動の支援を行ってまいります。また、文化財については、国指定の重要文化財をはじめとする史跡や、数多くの貴重な文化財等があるため、適切な保護に取り組んでまいります。

スポーツの振興につきましては、競技スポーツから生涯スポーツまで、市民それぞれのライフスタイルに合わせたスポーツ活動を楽しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。また、令和9年に宮崎県で開催される国民スポーツ大会に向けて、準備委員会から実行委員会に移行し、計画的に準備を進めてまいります。

15. 市民協働・国際交流

市民協働の推進につきましては、えびの市自治基本条例に基づく市民参画を進めていくとともに、「えびの市協働のまちづくり指針」に基づき、市民と行政がそれぞれの役割と責任を理解し、対等な立場で相互に連携・協力しながらまちづくりに取り組めるよう努めてまいります。また、市民活動支援センターにおいて主体的に取り組む市民活動の支援を行うとともに、えびの市ぷらいど21助成事業等を実施し、市民主体のまちづくりを促進してまい

ります。

協働のまちづくりの重要な担い手である自治会やまちづくり協議会の自主性や自立性を尊重しながら、えびの市自治基本条例に基づき、地域の自治の推進を図ってまいります。さらに、地域コミュニティ担当者が自治会との連携を深め各種支援活動を行うことにより、自治会の活性化につなげるとともに、自治会加入の促進を図ってまいります。

えびの市国際交流センターは、令和6年度で開館30周年を迎えます。今後も、国際交流の拠点として寄与してまいります。多文化共生に向けては、えびの市国際交流協会と連携をより一層深めて、市内に住む外国人が地域社会の一員として安心して暮らせる環境づくりに努めるとともに、市民との交流を深める取り組みを進めてまいります。

16. 情報

デジタル環境の整備につきましては、情報通信技術の進歩や国が推進する自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）に対して適切に対応するため、デジタル・ガバメント実行計画における自治体の情報システムの標準化・共通化の整備を進め、また、高齢者が安心してスマートフォンなどのデジタル端末を使用できるような支援体制を継続してまいります。

17. 移住・定住

移住・定住の推進につきましては、ワンストップ型の相談窓口である「移住・定住支援センター」の運営と併せ、移住者向けの様々な支援メニューを一部拡充して、引き続き積極的に取り組んでまいります。また、教育移住を推進するために、飯野高等学校の生徒数確保に大きく貢献している全国卒の生徒等に対して、飯野高等学校生徒下宿等費用助成事業及び生徒寮の運営について支援いたします。

18. 安心・安全の確保

自衛隊との共存につきましては、市民との交流を充実する活動に取り組むとともに、周辺自治体及び関係団体と協力しながら、えびの駐屯地の存続・増強について推進してまいります。また、防衛事業を活用した公共用施設及び生活環境の整備について引き続き進めてまいります。

地域防災力の向上につきましては、大規模災害時に重要となる自助・共助の体制を構築するため、自主防災組織の設立及び活動の充実に努めるとともに、防災リーダー同士の連携強化を図りながら、市民主体の防災意識及び実効性の向上に努めてまいります。また、要配慮者に係る安全体制確保の整備に取り組めます。

災害予防対策の推進につきましては、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、地域防災計画や備蓄物資の見直しを行います。また、一斉情報配信システムによる防災情報を多くの市民に利用いただくための周知に努めるとともに、新たな防災行政無線導入の準備を進めてまいります。

消防力の確保につきましては、消防車両をはじめとする資機材の整備を計画的に行い、団員が活動しやすい環境づくりや地域の実状を反映した組織の運営体制の構築を図るとともに、常備消防、警察及び自衛隊との連携強化に努めます。また、広域消防・救急体制について、引き続き、西諸3市町で連

携し、その体制維持や充実を図ってまいります。

市営住宅の適切な管理につきましては、「えびの市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、栗下A団地の一部を高齢者向け住宅に改修するための工事に着手いたします。また、定住促進住宅においては、令和5年度に浴室等の設備充実を図った住戸の募集を開始するとともに、入居率向上に向けた対策に努めてまいります。

空家対策につきましては、「えびの市空家対策計画」が、今年3月31日に計画期間満了となることから、次期計画として「第2次えびの市空家等対策計画」を策定し、特定空家等への対策をはじめ、放置されている空家の適切な管理を促すなど、引き続き良好な住環境の維持を図ってまいります。

公共交通の維持・確保につきましては、市民生活にとって必要不可欠である鉄道や路線バスの利用促進や維持存続に向けた取り組みを更に強化いたします。また、タクシー利用料金助成制度及び移動スーパーに対する支援を継続することで、高齢者等を中心とした外出支援を実施してまいります。

19. 人権

人権意識の高揚につきましては、「えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例」や「えびの市人権教育・啓発推進方針」に掲げる理念や趣旨、責務等の具現化に向け、様々な人権問題に関する学習機会の提供及び啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、今定例会に提案しています「第4次えびの市男女共同参画基本計画」に基づく施策の着実な推進に努めます。また、市の様々な施策・事業の展開において男女共同参画の視点を踏まえた配慮がなされるよう、毎年度、施策評価、進捗管理を行い、男女共同参画社会の形成促進を図ってまいります。

20. 行政経営

自主財源である市税収入の安定的確保のために、引き続き公平負担の原則に基づく適正な賦課と効果的な徴収対策を実施し、収納率向上に努めてまいります。

ふるさと納税制度の枠組みの中で貴重な歳入確保に努め、更に寄附金の増加や地元産品のPRにつながるよう、地域商社とともに返礼品の開発・掘り起こしや充実を図ってまいります。

計画進捗の管理につきましては、計画的な行政運営のために、総合計画等の進行管理に基づき推進してまいります。また、事務事業の効率化や効果的な展開を図る中において、特に公共財産のあり方について、一定の整理を行うことで、将来の負担軽減策の検討を行います。

行政改革の推進につきましては、「第7次えびの市行政改革大綱」に基づき、人口減少問題に対応し、持続可能な地域づくりと健全な行財政経営を目指して取り組んでまいります。令和5年度実施の全庁業務量調査の結果の更なる分析により業務の「見える化」を図り、職員自ら業務プロセス改革（BPR）を継続的に行い、行政運営の効率化や市民の利便性向上に向けた不断の取り組みを進めてまいります。

職員の育成につきましては、宮崎縣市町村職員研修センター等の研修機関や研修機会、にしもろ定住自立圏での研修機会、庁内における独自研修や職

場内研修など、様々な資質向上のための研修機会を活用するとともに、経験年数や各役職段階に応じた研修、職場の枠を越えた研修機会の創出・提供などに取り組み、職員の職務に対する意欲、能力の向上を図ってまいります。

以上、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べましたが、どのような危機に直面しても、しなやかに回復し、乗り越える力をもつ自治体運営に努め、常に「常在危機（災害等に対して常に危機意識をもって行動する。）」の意識を共有し、O n e T e a mとなって各種施策を展開してまいります。「総合計画」及び「総合戦略」の着実な推進に向けて、市民の皆様と一体となり、「えがおが交わり続けるまち 霧島山のめぐみめぐる えびのー」の実現に向け、誠心誠意、各種施策・事業に取り組んでまいりますので、議員の皆様、市民の皆様にご理解とご支援をお願い申し上げます。令和6年度の施政方針といたします。